

大和市教育委員会 9 月定例会

日 時 平成 25 年 9 月 27 日

午前 9 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 31 号) 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を
改正する規則について

日程第 2 (議案第 32 号) 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の
一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 33 号) 平成 26 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針に
ついて

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 31 号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 9 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

別表職の欄中「副主幹」、「主任」及び「主事補」を削る。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

大和市教育局委員会の職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）	別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
事務局	事務局	事務局	事務局
部長	部長	部長	部長
課長	課長	課長	課長
室長	室長	室長	室長
係長	係長	係長	係長
<u>《削除》</u>	<u>《削除》</u>	<u>副主幹</u>	<u>副主幹</u>
主査	主査	主査	主査
<u>《削除》</u>	<u>《削除》</u>	<u>主任</u>	<u>主任</u>
主事	主事	主事	主事
<u>《削除》</u>	<u>《削除》</u>	<u>主事補</u>	<u>主事補</u>
係長	係長	係長	係長
指導主事	指導主事	指導主事	指導主事
栄養士	栄養士	栄養士	栄養士
営繕作業技能主任	営繕作業技能主任	営繕作業技能主任	営繕作業技能主任
営繕作業員	営繕作業員	営繕作業員	営繕作業員
職に充てる職員	職に充てる職員	職に充てる職員	職に充てる職員
事務職員	事務職員	事務職員	事務職員
技術職員	技術職員	技術職員	技術職員
指導主事	指導主事	指導主事	指導主事
技術職員	技術職員	技術職員	技術職員
技能職員	技能職員	技能職員	技能職員

所管機関	教育研究所	所長 係長 《 <u>削除</u> 》 主査 《 <u>削除</u> 》 主事 《 <u>削除</u> 》	事務職員 技術職員
		係長 指導主事	指導主事
	青少年相談室	室長 係長 《 <u>削除</u> 》 主査 《 <u>削除</u> 》 主事 《 <u>削除</u> 》	事務職員 技術職員
		係長 指導主事	指導主事
事務局及び所管機関	事務局及び所管機関	再任用職	略
所管機関	教育研究所	所長 係長 副主幹 主査 主任 主事 主事補	事務職員 技術職員
		係長 指導主事	指導主事
	青少年相談室	室長 係長 副主幹 主査 主任 主事 主事補	事務職員 技術職員
		係長 指導主事	指導主事
事務局及び所管機関	事務局及び所管機関	再任用職	略

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

議案第 32 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する
規則について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規
則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 9 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「6級」を「行政職給料表（1）の4級」に改め、「任免」の次に「その他の進退」を加える。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(下線部分は、改正部分)

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和40年5月1日教委規則第1号</p> <p>第1条 略 (付議事項)</p> <p>第2条 略 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)別表第1に定める行政職給料表(1)の4級以上の職員の任免<u>その他の進退</u>に関すること。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年10月1日から施行する。</p>	<p>○大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 昭和40年5月1日教委規則第2号</p> <p>第1条 略 (付議事項)</p> <p>第2条 略 (1)～(4) 略</p> <p>(5) 教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)別表第1に定める6級以上の職員の任免に関すること。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第5条 略</p>

議案第 33 号

平成 26 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について

平成 26 年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 9 月 27 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成26年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針（案）

大和市教育委員会

大和市教育委員会は、学校の組織としての能力を高めるとともに、教職員の意欲と専門性の向上を図るため、また、教職員の世代交代が円滑に進むよう、人事異動にあたっては、次の事項を基本方針とし、関係機関の協力のもとに教職員の適正な配置に努めるものとする。

【基本方針】

1. 適材を適所に配置する。

教職員の能力を最大限に発揮できるよう、広く適材を適所に配置し、意欲と専門性の向上を図り、人材育成を推進していく。

2. 教職員の編成を刷新強化する。

新採用・再任用教職員の配置、転任及び配置換えによって、教職員の編成を刷新強化し、学校の組織としての能力が高まることを目指していく。

3. 若手教職員の育成を図る。

経験豊かな教職員が多く退職する中、若手教職員への継承に努めるとともに、早い段階で、各校種間や行政、他市町村との人事交流を積極的に進めるなどし、若手教職員の育成を図っていく。